

## 【台風21号】により被害を受けられた皆様へ

ダイヤリックス株式会社  
大阪支社 保険1部

この度の台風21号により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。  
弊社にて保険にご加入いただいているお客様からの被害に関するご連絡・お問合わせ・  
ご相談を承っております。

各種保険のご加入状況の確認を含め、お気軽にご相談ください。

- 【東京海上日動火災保険(株)】事故受付窓口  
・自動車・火災保険共通 0120-119-110 (24時間365日)
- 【あいおいニッセイ同和損害保険(株)】事故受付窓口  
・火災保険専用 0120-985-024 (24時間365日)  
・自動車保険専用 0120-024-024 (24時間365日)
- 【ダイヤリックス(株)】お問合せ・ご相談窓口  
大阪支社保険1部 06-6204-8604 (平日9時~17時45分)

### ① 建物・家財に損害が生じた場合

【使用する保険】 火災保険

【お支払い内容】

- 風災 暴風雨や物体飛来による屋根・外壁・樋・門・カーポート等の損壊  
屋根等が損壊し、損壊箇所から雨が侵入し内装等に生じた損害等
- 水災 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合割合が  
30%以上であること。(「水災」補償が付帯されていること)

### ② お車に損害が生じた場合

【使用する保険】 自動車保険

【お支払い条件】 「車両保険」が付帯されていること。

一般車両・エコノミー車両保険・車両危険限定いずれも対象。

※上記は一般的な保険内容となりますので、詳細は必ずご加入の保険会社、または弊社に  
ご確認ください

## 《FAQ》

NO	ご照会	回答
1	損傷を受けた建物や家財の修理・片づけを行ってもよいか？	応急処理、清掃、後片付けなどの対応を急がれる場合は、事前に被害内容が確認できる写真を撮影ください。写真は損害箇所に加えて <b>建物全景と表札</b> の写真もお撮り下さい。
2	現地立会調査は？	【基本対応】 風災の場合、大半は現地立会調査を実施せず、ご提出いただく「写真」「修理見積書」による書面査定で行います。 水災は現場立会によりご被害の確認を行います。